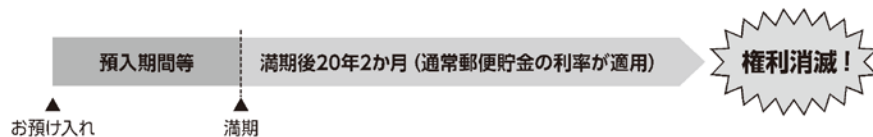



お手元に**満期**を過ぎた**郵便貯金**はありませんか。

ご家族にも
ご確認ください。

郵政民営化(平成19年10月1日)より前に郵便局にお預けいただいた
定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、
満期後20年2か月経つとお客様の権利が消滅し、払い戻しが受けられなくなります。
満期を過ぎた郵便貯金は、払い戻しのお手続きをお早めをお願いいたします。



 満期のお知らせなどをお届けするため、**お引越しの際は、郵便物等の転居届とは別に、郵便貯金証書・通帳の住所変更のお手続きを行っていただくようお願いいたします。**

お持ちの郵便貯金の残高など個別のお取引内容について、ご不明な点がございましたら、
お近くの郵便局、ゆうちょ銀行店舗まで、お気軽にご相談ください。



[商品・サービスに関するお問い合わせ先]

ゆうちょコールセンター(0120-108420(通話料無料)) ●受付時間 平日/8:30~21:00、土・日・休日/9:00~17:00 ※IP電話等一部ご利用いただけません。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 【電話】03-5472-7101

●受付時間/平日 9:30~12:00、13:00~17:00。詳しくはURL <http://www.yuchokampo.go.jp/>

